ぼうさい掲示板

どうする！？　地震が起きた時の対応

災害時、被害を最小限にするためには、自分の身は自分で守る『自助』と地域や近所の方が協力し合って防災活動に取り組む『共助』の力が重要です。

阪神淡路大震災における救助の多くは、家族や近隣住民によるものであり、自衛隊・警察・消防などによる公的な救助活動『公助』には限界があることが報告されています。

今回は、地震が起きた際の『自助』について取り上げていきます。

地震が起きたら…

① 身の安全を確保する
② 火の元を確認する
③ 火が出たらまず消火
④ 屋内を歩くときはスリッパか靴で
⑤ 出口を確保する
⑥ 慌てて外に飛び出さない

〇地震発生後は、とにかく自身の身の安全を最優先してください。
建物内などからの避難なども重要ですが、まずは急な揺れから身を守る行動を取ってください。

もし閉じ込められたら…

もしも家具の転倒や、建物の倒壊などで屋内に閉じ込められてしまった場合、助けを求めることも重要ですが、むやみに体力を消耗しないことも重要です。

大声を出し続けて助けを呼ぶよりも、崩壊の危険性がないと思われる壁やドアなどを叩いて大きな音を出すなど、なるべく体力を温存して居場所を知らせる方法を取りましょう。

身の安全が確保できたら…

・自分の身の安全が確保されたのち、近所に救助を必要としている人がいたら、近くにいる人と協力し合って助け合いましょう。
・ラジオなどで災害に関する正しい情報を入手しましょう。利根町では、防災無線やメールによる情報提供を行います。

地震は急に起こります。普段から地震が起きたらどうするのか。家族の待合わせ場所を決めておくことや、水・食料の備蓄など、普段からの備えを心がけましょう。
※備蓄品などの詳細は、広報とね８月号のぼうさい掲示板で紹介しています。
URL：https://www.town.tone.ibaraki.jp/data/doc/1659511894_doc_170_0.pdf

問い合わせ先　防災危機管理課　防災係　☎６８－２２１１（内線３１７）

「町長への手紙」

「町長への手紙」の使い方

・町長への手紙は、切手不要の便せん（封筒）になっています。
・用紙をキリトリ線で切り離し、「のりしろ」の部分にのりを付け、記入いただいたご意見が内側になるよう二つに折って貼り合わせてください。切手を貼らずに郵便ポストへ投函してください。
・この便せんは、令和５年３月31日㈮まで使用できます。

▼回答できない事例

ご意見などの内容が、次に該当する場合は、回答できないことがあります。

●内容、趣旨が不明なもの
●特定の個人や団体をひぼう中傷するもの
●営利を目的としていることが明らかなもの
●公序良俗に反するもの
●架空名義や第三者へのなりすましと判明したもの
●町が担当する事務でないもの
●その他、町が不適当と認めたもの

▼公開基準

町民の皆さまとの「協働のまちづくり」の推進と開かれた町政の実現を目指すため、町長への手紙とそれに対する回答を公開しています。

公開の対象とするものは、町長への手紙のうち、町が文書で回答し、差出人より公開を承諾する旨の意思表示がされているものです。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

●個人が特定されるもの
●すでに公開されているものと概ね同一の内容または類似しているもの
●その他、公開の目的に適さないと判断したもの

キリトリ

のりしろ

題　名

この線に沿って内側に折り畳んでください。

〒
ご住所

性　別
年　齢

(ふりがな)
お　名　前

電話番号
(日中連絡のとれる)

本意見の回答を　□ 希望する　□ 希望しない

※回答を希望する場合、ご住所、お名前、電話番号を必ずご記載ください。

町全体の課題として共有していくため、町公式ホームページなどで公開することを □ 承諾する □ 承諾しない
※チェックがない場合は、承諾しないものとして扱います。

のりしろ

のりしろ